

# 「6月10日からの外国人観光客の受入開始」及び 「9月7日からの添乗員を伴わないパッケージツアーの受入開始」等 の Q & A

(令和4年9月7日時点)

(9月6日時点からの追加は赤字)

## 目次

<b>○観光目的の外国人の新規入国について</b> .....	<b>4</b>
問 1 外国人の新規入国が認められるのはどのような場合ですか。.....	4
問 2 添乗員の同行を伴わないパッケージツアーの適用開始日の考え方について教えてください。.....	4
問 3 観光目的の外国人の新規入国について、入国前の滞在国・地域に制限はありますか。.....	4
問 4 観光目的の外国人の新規入国について、入国時検査や入国後の待機期間はありますか。.....	5
問 5 9月7日からの添乗員を伴わないパッケージツアーの受入開始に伴う国・地域ごとの入国者数の制限はありますか。.....	5
問 6 9月7日からの添乗員を伴わないパッケージツアーの受入開始では、受入責任者がいない個人観光客の入国は認めないのですか。.....	5
<b>○受入責任者について</b> .....	<b>6</b>
問 1 「受入責任者となる旅行者又は旅行サービス手配業者」について教えてください。.....	6
問 2 受入責任者は旅行業協会の会員である必要はありますか。.....	6
問 3 受入責任者になることのできる日本の旅行者又は旅行サービス手配業者はどこで確認できますか。.....	6
問 4 ツアー参加者の本邦への上陸申請日前 14 日以内の滞在歴は、受入責任者が確認するのですか。.....	6
問 5 ツアー参加者に入国後の待機がある場合、ツアー実施にあたり、受入責任者となる旅行者又は旅行サービス手配業者はどのような対応が求められますか。.....	6
問 6 ツアー参加者に入国後の待機がある場合、待機期間中に受入責任者に求められる行動を教えてください。.....	6
問 7 ツアー参加者又は受入責任者が誓約書又は誓約事項に違反した場合には、どのような措置が取られますか。.....	7
<b>○パッケージツアーについて</b> .....	<b>8</b>
問 1 「添乗員付きパッケージツアー」及び「添乗員の同行を伴わないパッケージツアー」の要件について教えてください。.....	8
問 2 1ツアー当たりの人数制限はありますか。1名でもよいですか。.....	8
問 3 ツアーの行き先(都道府県等)に制限はありますか。.....	8
問 4 ツアーはどこで予約できますか。.....	9
問 5 出入国時の往復航空券は外国人観光客自身による手配でもよいですか。.....	9
問 6 添乗員の同行を伴わないパッケージツアーの要件である「ツアー参加者の入出国時の往復航空券及び滞在期間中の全ての宿泊施設の手配を行うこと」の「手配」とはどのような意味ですか。.....	9
問 7 ツアー期間中に公共交通機関の利用はできますか。.....	9
問 8 添乗員の同行を伴わないパッケージツアーについて、日本での滞在期間中に友人宅での宿泊等、施設の予約を伴わない宿泊をする場合は受入れを認められますか。.....	10
問 9 添乗員付きパッケージツアーについて、ツアー参加者の自由行動は認められるのですか。.....	10
問 10 添乗員付きパッケージツアーについて、ツアー参加者による夜の外出を認めてもよいですか。.....	10

- 問 11 9月7日からの添乗員の同行を伴わないパッケージツアーの受入開始について、海外の旅行業者等やツアー参加者へ日本語以外で説明をしたいのですが、どのようにしたらよいですか。..... 10

## ○添乗員について..... 11

- 問 1 「添乗員」について教えてください。..... 11
- 問 2 ツアー参加者に入国後の待機がある場合、添乗員はいつから同行する必要がありますか。..... 11
- 問 3 添乗員付きパッケージツアーについて、添乗員が同行しなければならないのはどの範囲を指しますか。..... 11
- 問 4 添乗員付きパッケージツアー実施中に添乗員の同行を伴わないパッケージツアーへの切り替えはできますか。..... 11
- 問 5 添乗員付きパッケージツアーについて、添乗員1名でツアー参加者何名まで添乗することができますか。..... 11
- 問 6 添乗員は海外から同行することはできますか。..... 11
- 問 7 添乗員は行程の途中で人が変わってもよいですか。..... 12
- 問 8 添乗員は受入責任者の旅行業者又は旅行サービス手配業者の社員である必要はありますか。..... 12
- 問 9 添乗員付きパッケージツアーについて、全行程に添乗員がついていれば、到着後に行程を変更してもよいですか。..... 12
- 問 10 添乗員付きパッケージツアーについて、バスの座席や食事の席などもあらかじめ指定する必要がありますか。..... 12
- 問 11 添乗員付きパッケージツアーについて、ツアー規模に応じた添乗員の人数に決まりはありますか。... 12
- 問 12 添乗員の同行を伴わないパッケージツアーについて、具体的にどのような形態が認められるようになりますか。..... 12

## ○ガイドラインについて..... 14

- 問 1 添乗員の同行を伴わないパッケージツアーについて、ガイドライン P.12 で求める旅行業者又は旅行サービス手配業者からツアー参加者への入国後の連絡はいつ行えばよいですか。..... 14
- 問 2 ガイドライン P.6 で求める添乗員付きパッケージツアーにおけるツアー参加者の行動履歴の保存について、旅行業者又は受入責任者による保管期間はどの程度ですか。..... 14
- 問 3 ガイドライン P.3 に記載の「(※)ツアー参加者が添乗員から継続的に離れる自由行動を含む行程の場合には、その間、本ガイドラインの「第2章 添乗員の同行を伴わないパッケージツアー」の各要件等が適用されることに留意すること。」について、「各要件等」はどのような意味ですか。..... 14
- 問 4 ガイドライン P.11 に記載の「常時確実に連絡が取れる体制を構築」及び P.12 に記載の「入国後に連絡」について、1つのツアーに同行者がいる場合、代表者のみの連絡先でよいですか。..... 14
- 問 5 ガイドライン P.3 及び P.10 でツアー販売時における対応として、受入責任者となる旅行業者が求められている「同意を得ること」について、具体的にツアー参加者に対して、どのように同意を取ればよいですか。..... 14
- 問 6 ガイドライン P.11 の同意事項にある「日本での滞在期間中を通じて、旅行業者又は旅行サービス手配業者と常時確実に連絡が取れる体制を構築すること。」について、海外の旅行業者等がツアーの企画・販売を行う場合、この旅行業者又は旅行サービス手配業者は海外の旅行業者等になるのですか。... 15
- 問 7 添乗員を伴わないパッケージツアーについて、「入国後に連絡を取り、感染防止対策の徹底等について注意喚起を行うこと」は具体的にはどのように行えばよいですか。..... 15
- 問 8 ガイドライン P.3 及び P.11 で求める民間医療保険の加入について、どの程度の補償内容を求めるのですか。..... 15
- 問 9 ガイドライン P.3 及び P.11 で加入を求める民間医療保険の請求に関し、旅行会社等が窓口になって対応してもらえるのですか。..... 15
- 問 10 ガイドライン P.3 及び P.11 で求める民間医療保険への加入についてですが、保険の加入方法の詳細

- について教えてください。例えば、ツアー参加者個人が自分の国で医療保険に入ればいいのか。個人が日本の保険に入らなければいけないのか。もしくは、受入側の日本の旅行業者又は旅行サービス手配業者が保険に加入しなければならないのか。..... 16
- 問 11 新型コロナウイルス陽性者について、原則として全額が公費により負担されると思いますが、どのような場合が民間医療保険での自己負担となるのか、具体的に教えてください。..... 16
- 問 12 ツアー参加者が新型コロナウイルス感染症の陽性者または濃厚接触者となり、宿泊施設で療養・待機が必要となった際、ツアー行程の変更に伴う費用が発生する場合等がありますが、当該費用が補償されるような旅行業者等向けの保険はありますか。..... 17
- 問 13 ガイドラインの P.8 で添乗員付きパッケージツアーにおいて、「陽性者が発生した場合には、旅行業者又は旅行サービス手配業者は、1. (5)の行動履歴に関する記録に基づき、自治体の定める方針等に照らし、リスクに応じて適切に濃厚接触者の範囲の特定すること。保健所から情報提供の求めがあった場合には誠実に協力すること。」とありますが、具体的に旅行業者等はどのような対応を行うことを想定していますか。..... 17
- 問 14 濃厚接触者の滞在先確保は、受入責任者が対応するのですか。..... 18
- 問 15 陽性者・濃厚接触者の医療機関や待機場所への移動は誰が搬送するのですか。また、退院・退所後の移動は誰が搬送するのですか。..... 18
- 問 16 自治体や保健所、医療機関等の指示に従わない場合はどうするのですか。..... 18
- 問 17 医療通訳の手配は、受入責任者がするのですか。..... 18
- 問 18 ガイドラインでは「密を避けて感染拡大防止に配慮したツアー行程を作成すること」を求めています。密である場所の基準はありますか。..... 18

## ○観光目的の入国手続きについて..... 19

- 問 1 受入責任者となる旅行業者又は旅行サービス手配業者が行うべき入国手続きについて、教えてください。..... 19
- 問 2 ERFS の申請時点で、ツアーの行程全てを報告する必要がありますか。..... 19
- 問 3 ツアー参加者の登録・申請は個人単位とツアー単位のどちらですればよいですか。..... 19
- 問 4 ツアー参加者名の変更、ツアー参加者数の増減などの変更があった場合はどうすればよいですか。..... 19
- 問 5 ERFS について、観光入国に関する ID 申請や受付済証発行数等のデータは情報共有いただけますか。..... 20
- 問 6 観光目的の入国について、いつから査証申請ができますか。..... 20
- 問 7 添乗員が海外から同行する場合の査証の種類について教えてください(観光か、商用か)。..... 20
- 問 8 在外公館へ査証申請する際に必要な書類は何がありますか。..... 20
- 問 9 ツアーをキャンセルする場合にどのような手続きをすればよいですか。..... 21

## ○その他..... 22

- 問 1 9月7日からは入国者上限5万人の枠内での観光客の受入れとなりますが、その5万人の受入れの内訳(商用、留学、技能実習生、観光客など)の配分はどのように決めるのでしょうか。国籍別の割合もあれば教えてください。..... 22

## ○観光目的の外国人の新規入国について

問1 外国人の新規入国が認められるのはどのような場合ですか。

(答)

対象となるのは、①商用・就労等の目的の短期間の滞在者(3月以下)、または、②長期間の滞在者であり、いずれも日本国内に受入責任者が存在することが必要となります。

また、③本年6月10日から、新型コロナウイルスの流入リスクが低い国・地域(※1)からの観光目的の短期間の滞在者であり、旅行者又は旅行サービス手配業者を受入責任者とする添乗員付きのパッケージツアーに限り、受入れを開始しているところです。

本年9月7日からは、④全ての国・地域からの観光目的の短期間の滞在者であり、旅行者又は旅行サービス手配業者を受入責任者とする添乗員付きのパッケージツアー及び添乗員の同行を伴わないパッケージツアーについて受入れが認められています。(※2)

(※1)「水際対策強化に係る新たな措置(28)」(令和4年5月20日)に基づく「青」区分の国・地域

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border\\_category.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_category.html)

(※2)「水際対策強化に係る新たな措置(32)」(令和4年9月1日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000983717.pdf>

問2 添乗員の同行を伴わないパッケージツアーの適用開始日の考え方について教えてください。

(答)

本措置の適用については、9月7日午前0時(日本時間)から行うものとします。

添乗員付きパッケージツアーから添乗員の同行を伴わないパッケージツアーへ変更する場合に係る具体的な運用例としては、以下を想定しております。

①ERFS(入国者健康確認システム)上にツアー参加者情報を申請済み(受付証発行済み)及び査証発給前の添乗員付きパッケージツアーの場合

9月7日午前0時以降の入国の場合、旅行者又は旅行サービス手配業者及びツアー参加者の同意の上、添乗員の同行を伴わないパッケージツアーに変更することが可能です。なお、この変更に伴うERFSの再申請(受付済証再発行)は不要です。

②査証発給済みの添乗員付きパッケージツアー

9月7日午前0時以降の入国の場合、旅行者又は旅行サービス手配業者及びツアー参加者の同意の上、添乗員の同行を伴わないパッケージツアーに変更することが可能です。なお、この変更に伴う査証の再申請は不要です。

③9月7日より前に入国した添乗員付きパッケージツアー

9月7日午前0時以降であっても、ツアー実施中において、添乗員の同行を伴わないパッケージツアーに変更することはできません。

問3 観光目的の外国人の新規入国について、入国前の滞在国・地域に制限はありますか。

(答)

6月10日から受入れを開始した観光目的での外国人の新規入国については、「青」区分の国・地域から入国

する外国人に限定していたところですが、9月7日からは全ての国・地域から入国する観光目的の外国人についても受入れが認められています。

問 4 観光目的の外国人の新規入国について、入国時検査や入国後の待機期間はありますか。

(答)

「水際対策強化に係る新たな措置(28)」(令和4年5月20日)の国・地域の区分に基づき、本邦への上陸申請日前14日以内に滞在した国・地域及び有効なワクチン接種証明書の有無により、入国時の検査及び待機を求められる場合があります。

水際措置の詳細は、厚生労働省のHPをご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

問 5 9月7日からの添乗員を伴わないパッケージツアーの受入開始に伴う国・地域ごとの入国者数の制限はありますか。

(答)

国・地域ごとの入国者数の制限はありません。ただし、入国者総数上限の内数になります。

問 6 9月7日からの添乗員を伴わないパッケージツアーの受入開始では、受入責任者がいない個人観光客の入国は認めないのですか。

(答)

外国人の新規入国については、原則として全ての国・地域からの新規入国を一時停止し、「特段の事情」がある場合に限り、新規入国を認めることとしているところ、下記(1)、(2)又は(3)の新規入国を申請する外国人については、日本国内に所在する受入責任者が、入国者健康確認システム(ERFS)における所定の申請を完了した場合、「特段の事情」があるものとして、新規入国を原則として認めることとなります。

- (1)商用・就労等の目的の短期間の滞在(3月以下)の新規入国
- (2)観光目的の短期期間の滞在の新規入国(旅行代理店等を受入責任者とする場合)
- (3)長期間の滞在の新規入国

このうち、(2)観光目的の短期期間の滞在の新規入国について、9月7日からの措置では、受入責任者となる旅行者又は旅行サービス手配業者がツアー参加者の行動管理等に責任を持つことを前提に、全ての国・地域からの外国人観光客の新規入国が認められているところです。

このため、受入責任者がいない個人観光客については、今回の措置の対象とはなりません。

## ○受入責任者について

問 1 「受入責任者となる旅行業者又は旅行サービス手配業者」について教えてください。

(答)

旅行業法(昭和 27 年法律第 239 号)第 2 条第 1 項に規定する旅行業(第 1 種旅行業、第 2 種旅行業、第 3 種旅行業、地域限定旅行業)を行うもの又は同条第 6 項に規定する旅行サービス手配業を行うものとします。

問 2 受入責任者は旅行業協会の会員である必要はありますか。

(答)

旅行業又は旅行サービス手配業を行うものとして、旅行業法に基づく登録が必要ですが、(一社)日本旅行業協会(JATA)又は(一社)全国旅行業協会(ANTA)の会員である必要はありません。

問 3 受入責任者になることのできる日本の旅行業者又は旅行サービス手配業者はどこで確認できますか。

(答)

パッケージツアーを販売する各旅行業者又は旅行サービス手配業者に直接お問い合わせください。登録行政庁(観光庁又は都道府県)による旅行業等の登録があれば、受入責任者となることは可能です。

問 4 ツアー参加者の本邦への上陸申請日前 14 日以内の滞在歴は、受入責任者が確認するのですか。

(答)

受入責任者となる旅行業者又は旅行サービス手配業者が確認する必要があります。

問 5 ツアー参加者に入国後の待機がある場合、ツアー実施にあたり、受入責任者となる旅行業者又は旅行サービス手配業者はどのような対応が求められますか。

(答)

ツアー参加者に入国後の待機がある場合、待機期間中のツアー参加者の健康状態、位置情報や居所確認等については、MySOS(入国者健康居所確認アプリ)を通じて、厚生労働省(入国者健康確認センター)がフォローアップすることとなります。なお、その他詳細は厚生労働省のホームページをご確認ください。

日本へ入国・帰国後に待機が必要な皆さまへ(厚生労働省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00263.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00263.html)

問 6 ツアー参加者に入国後の待機がある場合、待機期間中に受入責任者に求められる行動を教えてください。

(答)

受入責任者となる旅行業者又は旅行サービス手配業者は、電話やメール等により、待機期間中の待機施設での待機、健康状態についての確認を毎日行う必要があります(検疫所の指定する施設での待機の場合を除く。)

受入責任者の誓約事項について、事前に以下のリンク先を御参照ください。

問7 ツアー参加者又は受入責任者が誓約書又は誓約事項に違反した場合には、どのような措置が取られますか。

(答)

ツアー参加者が(入国時の検疫の際に誓約する)誓約書の内容に違反した場合(不実の記載があった場合を含む。以下同じ。)、厚生労働省など関係当局により氏名や感染拡大の防止に資する情報が公表され得るとともに、検疫法の規定に基づく停留の対象となり得ます(さらに、外国人の場合は、出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続等の対象となり得ます。)

また、受入責任者についても、申請時の誓約事項の内容に違反した場合、ツアー参加者が誓約書の誓約に違反した場合には、当該受入責任者の企業・団体等の名称が公表され得ること、また、当該受入責任者からの外国人の新規入国に関する申請を以後受け付けないことがあります。

## ○パッケージツアーについて

問 1 「添乗員付きパッケージツアー」及び「添乗員の同行を伴わないパッケージツアー」の要件について教えてください。

(答)

6月 10 日から受入れが認められている添乗員付きパッケージツアーは以下の要件を満たすものに限られます。

- ① 旅行業法(昭和 27 年法律第 239 号)第 2 条第 1 項に規定する旅行業(第 1 種旅行業、第 2 種旅行業、第 3 種旅行業、地域限定旅行業)を行うもの又は同条第 6 項に規定する旅行サービス手配業を行うものが、ツアー参加者の受入責任者となること。
- ② ツアーの行程があらかじめ決められたものであること。
- ③ 入国から出国までの全行程を通じて添乗員が同行すること。
- ④ ツアー参加者は、本邦への上陸申請日前 14 日以内に「青」区分の国・地域以外に滞在歴がない者に限られること。

外国人観光客の受入れ制限の見直しにより、9月7日からは以下の要件を満たすものについて受入れが認められています。

<添乗員付きパッケージツアー>

- ① 旅行業法(昭和 27 年法律第 239 号)第 2 条第 1 項に規定する旅行業(第 1 種旅行業、第 2 種旅行業、第 3 種旅行業、地域限定旅行業)を行うもの又は同条第 6 項に規定する旅行サービス手配業を行うものが、ツアー参加者の受入責任者となること。
- ② ツアーの行程があらかじめ決められたものであること。
- ③ 入国から出国までの全行程を通じて、添乗員が同行すること。

<添乗員の同行を伴わないパッケージツアー>

- ① 旅行業法(昭和 27 年法律第 239 号)第 2 条第 1 項に規定する旅行業(第 1 種旅行業、第 2 種旅行業、第 3 種旅行業、地域限定旅行業)を行うもの又は同条第 6 項に規定する旅行サービス手配業を行うものが、ツアー参加者の受入責任者となること。
- ② 旅行業者又は旅行サービス手配業者がツアー参加者の入出国時の往復航空券及び滞在期間中の全ての宿泊施設の手配を行うこと。

問 2 1 ツアー当たりの人数制限はありますか。1 名でもよいですか。

(答)

人数制限はありません。また、1 名でもよいです。

問 3 ツアーの行き先(都道府県等)に制限はありますか。

(答)

ありません。



問4 ツアーはどこで予約できますか。

(答)

パッケージツアーを販売する(海外または日本国内の)旅行業者又は旅行サービス手配業者等にお問い合わせください。

問5 出入国時の往復航空券は外国人観光客自身による手配でもよいですか。

(答)

<添乗員付きパッケージツアー>

ツアー参加者が個人で往復航空券を手配し、海外の旅行業者又は旅行サービス手配業者が国内の宿泊等を手配した場合であっても、受入責任者となる旅行業者又は旅行サービス手配業者がツアー参加者の全ての行程を把握した上で、入国から出国までの間の国内の行程管理を行うものであれば認められます。

<添乗員の同行を伴わないパッケージツアー>

旅行業者又は旅行サービス手配業者が、ツアー参加者の入出国時の往復航空券及び滞在期間中の全ての宿泊施設の手配を行うものが認められます。ツアー参加者の自己手配で、旅行業者又は旅行サービス手配業者が受入責任者のみを引き受けることは認められません。

問6 添乗員の同行を伴わないパッケージツアーの要件である「ツアー参加者の入出国時の往復航空券及び滞在期間中の全ての宿泊施設の手配を行うこと」の「手配」とはどのような意味ですか。

(答)

「手配」は以下のような場合を指します。

- ①受入責任者となる旅行業者又は旅行サービス手配業者がツアー参加者の求めに応じて、往復航空券や宿泊施設の予約を行う場合
- ②海外の旅行業者等がツアー参加者の求めに応じて、往復航空券や宿泊施設の予約をする場合において、海外の旅行業者等と旅行業者又は旅行サービス手配業者との間で、当該ツアー参加者の往復航空券や宿泊施設の予約情報を書面等で共有し合い、双方で予約内容の把握ができ、両者が一体的にツアーを形成していると考えられる場合(ただし、往復航空券及び宿泊施設の全てを海外の旅行業者等が予約する場合は認められません。具体的には、上記の通り、海外の旅行業者等と受入責任者となる旅行業者又は旅行サービス手配業者が、一体的にツアーを形成することを前提とした上で、例えば、海外の旅行業者等が往復航空券の予約を行い、受入責任者となる旅行業者又は旅行サービス手配業者が宿泊施設の予約を行うことを基本としつつ、その宿泊施設の予約のうち一部を海外の旅行業者等が予約すること等が考えられます。)

問7 ツアー期間中に公共交通機関の利用はできますか。

(答)

可能です。

問 8 添乗員の同行を伴わないパッケージツアーについて、日本での滞在期間中に友人宅での宿泊等、施設の予約を伴わない宿泊をする場合は受入れを認められますか。

(答)

9月7日から受入れを開始する添乗員の同行を伴わないパッケージツアーについては、旅行者又は旅行サービス手配業者がツアー参加者の入出国時の往復航空券及び滞在期間中の全ての宿泊施設の手配を行うことを要件としております。このため、滞在期間中のツアー参加者の自己手配での宿泊は認められません。

問 9 添乗員付きパッケージツアーについて、ツアー参加者の自由行動は認められるのですか。

(答)

ツアー参加者が添乗員から継続的に離れる自由行動を含む行程の場合には、ガイドラインの「第2章 添乗員の同行を伴わないパッケージツアー」の各要件等が適用されることに留意してください。また、継続的に離れる自由行動については、原則、日を跨ぐことは認められません。

自由行動を行う日の開始前又は終了後に添乗員がツアー参加者に対して、感染防止対策の注意喚起や確認等を行う必要があります。

問 10 添乗員付きパッケージツアーについて、ツアー参加者による夜の外出を認めてもよいですか。

(答)

夜の継続的な外出については、ガイドラインの「第2章 添乗員の同行を伴わないパッケージツアー」の各要件等が適用されることに留意いただいた上で可能です。夜の継続的な外出を行う日の開始前又は終了後に添乗員がツアー参加者に対して、感染防止対策の注意喚起や確認等を行う必要があります。

問 11 9月7日からの添乗員の同行を伴わないパッケージツアーの受入開始について、海外の旅行者等やツアー参加者へ日本語以外で説明をしたいのですが、どのようにしたらよいですか。

(答)

多言語化について、現在、以下のとおり調整中です。

・ガイドライン骨子

今後、英語で対応予定です。

・ピクトグラム、旅のエチケット

今後、4か国語(英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語)で対応予定です。

・Q&A

日本語のみです。

## ○添乗員について

問1 「添乗員」について教えてください。

(答)

旅行業法第12条の11第1項に規定する旅程管理主任者に限らず、受入責任者の管理の下で、感染防止対策や緊急時対応等を担う者をいい、以下①～③を求めることとします。

- ① 日本における最新の感染防止対策の考え方や内容を正しく理解し、実行できること。
- ② 陽性者発生時を含む緊急時において、国内の医療関係者や自治体等と日本語で円滑にコミュニケーションを取ることが可能であること。なお、緊急時対応等において、受入責任者と十分な連携を図ること。
- ③ あらかじめ定められた行程を実施するために必要な措置(円滑な旅行の実施を確保するために必要な集合時刻、集合場所等の指示等)を行うこと。

問2 ツアー参加者に入国後の待機がある場合、添乗員はいつから同行する必要がありますか。

(答)

入国後の待機がある場合、添乗員は待機期間終了後から同行する必要があります。

問3 添乗員付きパッケージツアーについて、添乗員が同行しなければならないのはどの範囲を指しますか。

(答)

入国から出国までの全行程を通じて、添乗員が同行し、行程管理を行うことを基本としますが、ツアー参加者が添乗員から継続的に離れる自由行動を含む行程の場合には、ガイドラインの「第2章 添乗員の同行を伴わないパッケージツアー」の各要件等が適用されることに留意してください。

問4 添乗員付きパッケージツアー実施中に添乗員の同行を伴わないパッケージツアーへの切り替えはできますか。

(答)

できません。

問5 添乗員付きパッケージツアーについて、添乗員1名でツアー参加者何名まで添乗することができますか。

(答)

人数制限はありません。ただし、同行する添乗員には、ツアー参加者の感染防止対策や、緊急時対応等を求めており、当該添乗業務を果たすことが可能なツアー参加者人数とするようにしてください。

問6 添乗員は海外から同行することはできますか。

(答)

可能です。

問1で求めている要件等を満たす限りにおいて、これを認めることとします。

その際、添乗員は、水際対策強化に係る新たな措置(29)(令和4年5月26日)に基づき、商用・就労等の目

的の短期間の滞在(3月以下)の査証を取得する必要があります。

※水際対策強化に係る新たな措置(29) <https://www.mhlw.go.jp/content/000943168.pdf>

問 7 添乗員は行程の途中で人が変わってもよいですか。

(答)

問1の要件を満たしていればよいです。

問 8 添乗員は受入責任者の旅行業者又は旅行サービス手配業者の社員である必要はありますか。

(答)

必要ありません。

問 9 添乗員付きパッケージツアーについて、全行程に添乗員がついていれば、到着後に行程を変更してもよいですか。

(答)

天候や不測の事態等に応じて、受入責任者の管理の下、行程を変更することは認められます。なお、添乗員は、陽性者発生時における濃厚接触者の範囲の特定等を適切に行うため、変更後の行程における旅行中のツアー参加者の行動履歴(利用した施設や交通機関等の座席位置等の情報を含む)についても、保存する必要があります。

問 10 添乗員付きパッケージツアーについて、バスの座席や食事の席などもあらかじめ指定する必要がありますか。

(答)

必ずしもすべての場合においてあらかじめ席の指定をしなければならないわけではありません。

ただし、添乗員は、陽性者発生時における濃厚接触者の範囲の特定等を適切に行うため、旅行中のツアー参加者の行動履歴(利用した施設や交通機関等の座席位置等の情報を含む)を保存する必要があります。

さらに、例として、

- ・飲食店や交通機関等における座席配置を固定化する、
- ・グループごとにテーブルを分ける、
- ・できる限りマスクを着用する、

等の対策を講じておくと、陽性者発生時に、他のツアー参加者が濃厚接触者となりにくくなり、濃厚接触者の人数が最小限となりえると考えられます。

問 11 添乗員付きパッケージツアーについて、ツアー規模に応じた添乗員の人数に決まりはありますか。

(答)

ありません。ただし、受入責任者となる旅行業者又は旅行サービス手配業者により、適切な人数の添乗員を配置することが望ましいと考えています。

問 12 添乗員の同行を伴わないパッケージツアーについて、具体的にどのような形態が認められるようになりますか。

(答)

9月7日からは、添乗員が同行せず、不測の事態等があった場合に、旅行者又は旅行サービス手配業者とすぐに連絡が取れる体制の整ったパッケージツアーについても、受入れが認められます。

具体的には、例えば、

- ・ 交通と宿泊は決まっているが、行程のほとんどが自由行動となっている「フリープラン型パッケージツアー」
- ・ 旅行者が航空や宿泊等を自由に選んで組み合わせるパッケージツアーである「ダイナミックパッケージ」といった形態が想定されます。

ただし、ツアー参加者の自己手配で、旅行者又は旅行サービス手配業者が受入責任者のみを引き受けることは認められません。

## ○ガイドラインについて

問 1 添乗員の同行を伴わないパッケージツアーについて、ガイドライン P.12 で求める旅行者又は旅行サービス手配業者からツアー参加者への入国後の連絡はいつ行えばいいですか。

(答)

旅行者又は旅行サービス手配業者が手配している往路航空券に記載の入国日にツアー参加者と連絡を取り、感染防止対策の徹底等について注意喚起を行うことを基本とします。

また、ツアー参加者の入国後の待機期間がある場合においても、同様となります。

問 2 ガイドライン P.6 で求める添乗員付きパッケージツアーにおけるツアー参加者の行動履歴の保存について、旅行者又は受入責任者による保管期間はどの程度ですか。

(答)

受入責任者による行動履歴の保存については、ツアー中に陽性者等が発生した場合の備えという趣旨であり、ツアーが終了するまで保管いただくことを想定しています。

問 3 ガイドライン P.3 に記載の「(※)ツアー参加者が添乗員から継続的に離れる自由行動を含む行程の場合には、その間、本ガイドラインの「第2章 添乗員の同行を伴わないパッケージツアー」の各要件等が適用されることに留意すること。」について、「各要件等」はどのような意味ですか。

(答)

「各要件等」の具体的な内容については、ガイドライン P.10 の第2章1. (2)以降に記載している主に以下の感染対策等となります。

- ・日本での滞在期間中を通じて、旅行者又は旅行サービス手配業者と常時確実に連絡が取れる体制を構築すること
- ・ツアー実施中、方針等の適用に迷う場面では、周囲の状況に照らして判断するとともに、必要に応じて旅行者又は旅行サービス手配業者へ相談すること
- ・旅行者又は旅行サービス手配業者は、ツアー参加者から、感染防止対策の適用に迷う場面等、相談を受けた場合には、適切に対応すること
- ・陽性者が発生した場合には、旅行者又は旅行サービス手配業者は速やかにツアー参加者のツアー行程を把握し、自治体の定める方針等に照らし、濃厚接触者の範囲の特定に努めること 等

問 4 ガイドライン P.11 に記載の「常時確実に連絡が取れる体制を構築」及び P.12 に記載の「入国後に連絡」について、1つのツアーに同行者がいる場合、代表者のみの連絡先でよいですか。

(答)

日本での滞在期間中のツアー行程が全て同じ場合には、代表者との連絡のみで構いません。ただし宿泊施設等が異なる場合には全員との連絡が必要となります。

問 5 ガイドライン P.3 及び P.10 でツアー販売時における対応として、受入責任者となる旅行者が求められている「同意を得ること」について、具体的にツアー参加者に対して、どのように同意を取ればよいですか。

(答)

旅行業協会において、以下ホームページにて同意書サンプルを作成されていますので、ご参考にしてください。

以下(一社)日本旅行業協会ホームページ

訪日観光パッケージツアーガイドライン資料について

[https://www.jata-net.or.jp/membership/info-visit/220615\\_jatatqjsemimaterial.html](https://www.jata-net.or.jp/membership/info-visit/220615_jatatqjsemimaterial.html)

問 6 ガイドライン P.11 の同意事項にある「日本での滞在期間中を通じて、旅行者又は旅行サービス手配業者と常時確実に連絡が取れる体制を構築すること。」について、海外の旅行者等がツアーの企画・販売を行う場合、この旅行者又は旅行サービス手配業者は海外の旅行者等になるのですか。

(答)

受入責任者となる日本の旅行者又は旅行サービス手配業者を指します。

問 7 添乗員を伴わないパッケージツアーについて、「入国後に連絡を取り、感染防止対策の徹底等について注意喚起を行うこと」は具体的にはどのように行えばよいですか。

(答)

旅行者又は旅行サービス手配業者は、ツアー参加者と日本での滞在期間中を通じて、常時確実に連絡が取れる体制を構築することとしており、そこで把握した連絡手段により、旅行者又は旅行サービス手配業者からツアー参加者へ連絡を取ることとします。万が一ツアー参加者と連絡が取れない場合には、旅行者又は旅行サービス手配業者が手配をしている宿泊施設等に連絡等して、ツアー参加者に感染防止対策の案内等を行ってください。

問 8 ガイドライン P.3 及び P.11 で求める民間医療保険の加入について、どの程度の補償内容を求めるものですか。

(答)

補償内容や補償額について、具体的に明示するものではありませんが、滞在先で新型コロナウイルスに罹患した場合にも備えて、十分な補償が組み込まれた民間医療保険の申込みをお願いするものです。

また、ツアー参加者には、保険会社によって、医療情報提供体制が異なる場合や、クレジットカード付帯の海外旅行保険については、旅行代金や航空券代をそのクレジットカードで支払うことが付帯の海外旅行保険を利用できる条件となっている場合、補償内容が低く抑えられている場合等があることにご留意いただくよう案内をすることを求めます。

(参考)

訪日外国人治療費の高額例として、骨折による手術および入院(治療費 200～300 万円)+本国までの搬送費 400 万円、急性心筋梗塞による手術および入院(治療費 600 万円)+本国までの搬送費 400 万円などがあります。

(観光庁 HP 参照 [https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi\\_guide.html](https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html))

問 9 ガイドライン P.3 及び P.11 で加入を求める民間医療保険の請求に関し、旅行会社等が窓口になって対応してもらえるのですか。

(答)

少なくとも以下2つのパターンが想定されます。

①ツアー参加者が直接、保険加入した場合には、ツアー参加者と保険会社との間で保険請求についての調整を行う必要があります。

②ツアー参加者が受入責任者となる旅行業者又は旅行サービス手配業者経由で保険加入した場合には、受入責任者が窓口になって対応、保険請求についての調整を行う必要があります。

なお、ツアー形態に関わらず、①及び②のいずれの場合も、受入責任者は、陽性者が医療機関及び保険会社と円滑にコミュニケーションを取れるようにするための必要な支援を行っていただきます。

問 10 ガイドライン P.3 及び P.11 で求める民間医療保険への加入についてですが、保険の加入方法の詳細について教えてください。

例えば、ツアー参加者個人が自分の国で医療保険に入れればいいのですか。個人が日本の保険に入らなければいけないのですか。もしくは、受入側の日本の旅行業者又は旅行サービス手配業者が保険に加入しなければならないのですか。

(答)

ツアー参加者の医療費を十分に補償できる保険に加入するのであれば、保険会社の国籍や保険契約者いずれにも制限は設けておりません。

問 11 新型コロナウイルス陽性者について、原則として全額が公費により負担されると思いますが、どのような場合が民間医療保険での自己負担となるのか、具体的に教えてください。

(答)

ガイドラインにおいて、ツアー参加者に対しては、滞在先で新型コロナウイルスに罹患した場合にも備えて十分な補償が組み込まれた民間医療保険の申込みをお願いしています。

ツアー参加者については、このように基本的に民間保険に加入した上で入国しており、原則として感染症法第37条第2項上の負担能力があると認められると考えられること等を踏まえ、新型コロナウイルスの入院医療費については、民間医療保険の補償の範囲内で、ツアー参加者に自己負担をいただくことを想定しています。

なお、当該保険商品が、医療機関の提供する新型コロナウイルスに係る入院医療費以外の一般的な医療費や通訳費も補償している場合も想定されるため、これらの費用について当該保険商品から補償が行われる場合には、当該補償が行われた残額を基礎に自己負担を徴収いただくよう、保険会社と個別の事案ごとにご調整ください。

参考1:厚生労働省 HP「短期滞在ツアー参加者等であって感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担について」(令和3年6月28日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)(令和3年7月21日一部改訂)(抄)

参考2:感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)

(入院患者の医療)

第三十七条 都道府県は、都道府県知事が第十九条若しくは第二十条(これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。)又は第四十六条の規定により入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、当該入院に係る患者(新感染症の所見がある者を含む。以下この条において同じ。)又はその保護者から申請があったときは、当該患者が感染症指定医療機関において受ける次に掲げる医療に要する費用を負担する。

一～四 (略)

2 都道府県は、前項に規定する患者若しくはその配偶者又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に定める扶養義務者が前項の費用の全部又は一部を負担することができる認められるときは、同項の規定にかかわらず、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。

3・4 (略)



問 12 ツアー参加者が新型コロナウイルス感染症の陽性者または濃厚接触者となり、宿泊施設で療養・待機が必要となった際、ツアー行程の変更に伴う費用が発生する場合等がありますが、当該費用が補償されるような旅行者等向けの保険はありますか。

(答)

旅行業協会において、以下ホームページにて旅行者向けの保険についての案内がされていますので、ご参考にしてください。

以下(一社)日本旅行業協会ホームページ

新型コロナ対応における旅行者等向けの保険(新型コロナ陽性者・濃厚接触者対応)について

<https://www.jata-net.or.jp/>

問 13 ガイドラインの P.8 で添乗員付きパッケージツアーにおいて、「陽性者が発生した場合には、旅行者又は旅行サービス手配業者は、1.(5)の行動履歴に関する記録に基づき、自治体の定める方針等に照らし、リスクに応じて適切に濃厚接触者の範囲の特定すること。保健所から情報提供の求めがあった場合には誠実に協力すること。」とありますが、具体的に旅行者等はどのような対応を行うことを想定していますか。

(答)

陽性者が発生した場合において、自治体がツアー参加者の濃厚接触者の特定を行うときは、旅行者等において、当該陽性者の濃厚接触者となる可能性がある方の範囲を特定し、保健所からの情報提供の求めに誠実に協力することを想定しています。

なお、自治体が濃厚接触者の特定を行わないこととしている場合は、旅行者等において、上記の範囲の者に対し、リスクに応じて適切な感染拡大防止策をとっていただくことを想定しています。

(参考)厚生労働省 HP「濃厚接触者の特定等に関する事務連絡」(抄)(令和4年3月16日 令和4年7月22日一部改正) <https://www.mhlw.go.jp/content/000968056.pdf>

(2)事業所等で感染者が発生した場合

b.具体的な取扱い

・保健所等による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は求めない。このため、必ずしも行政検査の対象とはならない。

・ただし、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性がある状況や、基本的な感染対策を行わずに飲食を共にするなど感染リスクの高い場合等、さらなる感染対策の必要性が認められる場合における保健所等による調査や、感染対策の協力要請の実施を行うことは可能である。

・上記を踏まえ、住民や事業所等に対しては、感染者が発生した場合に、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただくこととし、以下の点を十分に周知するようお願いしたい。

➢同一世帯内以外の事業所等で感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要がないこと。

➢事業所等で感染者と接触(※)があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間(目安として7日間)はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、事業所内に周知すること。また、症状がある場合には、速やかに医療機関を受診することを促すこと。

➢事業所等で感染者と接触(※)があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、一定期間(例えば、5日間の待機に加えて自主的に検査など)の外出自粛を含めた感染拡大

防止対策をとること。

・感染状況等に応じて、一般に、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとする。

※「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」(国立感染症研究所)を踏まえた感染者の感染可能期間(発症2日前～)の接触

問 14 濃厚接触者の滞在先確保は、受入責任者が対応するのですか。

(答)

基本的には、受入責任者となる旅行者又は旅行サービス手配業者がツアー参加者の滞在先を確保いただくことを想定しています。

問 15 陽性者・濃厚接触者の医療機関や待機場所への移動は誰が搬送するのですか。また、退院・退所後の移動は誰が搬送するのですか。

(答)

いずれも、受入責任者となる旅行者又は旅行サービス手配業者が移動手段の確保等を行うことを想定しています。

問 16 自治体や保健所、医療機関等の指示に従わない場合はどうするのですか。

(答)

ツアーへの参加(継続)を認めない(参加中には速やかな帰国を求める)可能性があります。

問 17 医療通訳の手配は、受入責任者がするのですか。

(答)

ツアー実施前における対応として、受入責任者となる旅行者又は旅行サービス手配業者は専門的な医療通訳等に関する情報を事前に確認することを求めており、ツアー実施中には、必要に応じて手配いただくことを求めています。

問 18 ガイドラインでは「密を避けて感染拡大防止に配慮したツアー行程を作成すること」を求めています。密である場所の基準はありますか。

(答)

例として、以下厚生労働省の感染リスクが高まる「5つの場面」をご参照いただき、ツアーの場面ごとの感染防止対策の徹底をお願いします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000927280.pdf>

Q.新型コロナウイルス感染症を拡げないためには、どのような場面に注意する必要がありますか。

A.飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面でも感染が起きやすく、注意が必要です。

新型コロナウイルス感染症は、3密(密閉・密集・密接)の環境で感染リスクが高まります。一つの密でも避けて、「ゼロ密」を目指しましょう。

## ○観光目的の入国手続きについて

【ERFS(入国者健康確認システム)に関する問い合わせ】

※ERFS についてご不明な点は 入国者健康確認センター (followup@hco.mhlw.go.jp) までメールでお問合せください。

お急ぎの場合には、外国人新規入国オンライン申請のためのログイン ID 申請サイトに搭載されているチャットボットにご質問ください。

問1 受入責任者となる旅行業者又は旅行サービス手配業者が行うべき入国手続きについて、教えてください。

(答)

外国人の新規入国申請を行う際に、受入責任者は、ERFS で入国手続きを申請するためのIDを取得する必要があります。

6月10日からの観光目的での入国に係る手続きを行うにあたっては、6月10日以前に当該IDを取得済みの旅行業者等も含め、全ての旅行業者等が、新規でERFSのIDを取得しなければなりません。

その際、通常の申請項目に加えて、旅行業又は旅行サービス手配業の登録番号の入力と、登録通知書のアップロードが必要となります。

なお、既にERFSのIDを取得済みの旅行業者又は旅行サービス手配業者においては、9月7日からの添乗員を伴わないパッケージツアーの受入開始に伴うERFSのIDの再申請は不要です。

問2 ERFSの申請時点で、ツアーの行程全てを報告する必要がありますか。

(答)

ありません。ただし、ERFS上で、ツアーの行程の最初に滞在する滞在先及び滞在先住所を記載することを求めています。

問3 ツアー参加者の登録・申請は個人単位とツアー単位のどちらであればよいですか。

(答)

査証の申請に必要な受付済証を発行するためには、ERFSでツアー参加者の情報を登録した上で、申請を行う必要があります。

<ツアー参加者の登録について>

・登録単位は管理しやすい方法で構いませんが、「入国事前申請 登録」画面の「まとめて登録」ページ内にあるCSVテンプレートを活用し、ツアー単位でファイル管理・登録することを推奨します。

<ツアー参加者の申請について>

・申請単位は、ツアー参加者の変更等の場合を想定し、「入国事前申請 提出」画面にて一人ずつ入国予定者を選択の上、個人単位で申請することを推奨します。

問4 ツアー参加者名の変更、ツアー参加者数の増減などの変更があった場合はどうすればよいですか。

(答)

ツアー参加者について変更等が生じた場合には、ERFSにおいて、その都度、変更手続きをしていただく必要があります。

旅行業者等がERFS上でツアー参加者の情報を登録した後、「入国事前申請 提出」画面にて申請していない場合は、個人単位での登録内容の修正が可能です。

ただし、「入国事前申請 提出」画面にて申請済みの場合又はツアー参加者が査証取得済の場合において、申請内容の修正はできません。

なお、この場合には、旅行者等は当該申請を取下げた上で、改めてツアー参加者の再登録及び再申請が必要になりますので、ご注意ください(その場合には古い受付済証は破棄ください。)

※旅行者等がツアー単位で申請している場合には、同一ツアー参加者全員分の申請を取下げなければならず、全員の再登録及び再申請が必要となりますのでご注意ください。

問5 ERFSについて、観光入国に関するID申請や受付済証発行数等のデータは情報共有いただけますか。

(答)

オープンデータとして、以下サイトにて公開しています。

[https://www.hco.mhlw.go.jp/open\\_data/](https://www.hco.mhlw.go.jp/open_data/)

問6 観光目的の入国について、いつから査証申請ができますか。

(答)

6月10日から受入れを開始した「水際対策強化に係る新たな措置(28)」(令和4年5月20日)に基づく「青」区分の国・地域からの旅行者又は旅行サービス手配業者を受入責任者とする添乗員付きパッケージツアーについて、引き続き査証申請が可能です。

9月7日0時からは、全ての国・地域からの旅行者又は旅行サービス手配業者を受入責任者とする添乗員付きパッケージツアー及び添乗員の同行を伴わないパッケージツアーについて、受入れが認められることとなり、受入責任者となる旅行者又は旅行サービス手配業者により、ERFSにおける所定の申請を完了した後、ツアー参加者は、査証の申請手続きが可能となります。

なお、添乗員付きパッケージツアーから添乗員の同行を伴わないパッケージツアーへの変更は、P4.観光目的の外国人の新規入国について問2を確認してください。

問7 添乗員が海外から同行する場合の査証の種類について教えてください(観光か、商用か。)

(答)

水際対策強化に係る新たな措置(29)に基づく商用・就労等の目的の短期間の滞在(3月以下)の新規入国となり、短期商用査証の取得が必要となります。

入国の際には、受入責任者が必要となります。

問8 在外公館へ査証申請する際に必要な書類は何がありますか。

(答)

提出書類は原則以下のとおりとなりますが、国・地域等によって提出資料が異なる場合があることに留意してください。

<添乗員付きパッケージツアー>

- ① 査証申請書
- ② 旅券(パスポート)
- ③ 写真
- ④ ERFS から発行された受付済証
- ⑤ 受入責任者となる旅行者又はサービス手配業者等が作成した書面(ツアー概要、参加者リスト、旅行日程表及び受入を行う日本側旅行者等の連絡先、添乗員の在職証明書・連絡先が確認出来るもの)
- ⑥ 身元保証書(中国本土から出発する中国人渡航者のみ、日本側旅行会社から身元保証書発行システム

を通じて事前に登録されたメールアドレスに送付されるもの)

- ⑦ 当該国・地域に合法的に居住していることを証明する書類(第三国申請の場合のみ:欧米諸国人等を除く)

<添乗員の同行を伴わないパッケージツアー>

- ① 査証申請書
- ② 旅券(パスポート)
- ③ 写真
- ④ ERFs から発行された受付済証
- ⑤ 受入責任者となる旅行業者又はサービス手配業者等が作成した書面(ツアー概要、参加者リスト、旅行日程表及び受入を行う日本側旅行業者等の連絡先が確認出来るもの)
- ⑥ 身元保証書(中国本土から出発する中国人のみ、日本側旅行会社から身元保証書発行システムを通じて事前に登録されたメールアドレスに送付されるもの)
- ⑦ 当該国・地域に合法的に居住していることを証明する書類(第三国申請の場合のみ:欧米諸国人等を除く)

なお、受入責任者となる旅行業者又は旅行サービス手配業者においては、特に上記⑤について、ツアー参加者や、ツアーの手配を行う海外の旅行業者等と連携し、査証申請時に提出できるよう準備し、スムーズな査証発給に協力していただくようお願いします。

問9 ツアーをキャンセルする場合にどのような手続きをすればよいですか。

(答)

受入責任者となる旅行業者又は旅行サービス手配業者は、ツアー参加予定者の受入れを取りやめた場合、速やかに ERFs 申請及び受付済証の取下げ手続きを行うこととし、手配している宿泊・交通等の取消しを当該ツアー参加予定者に通知する必要があります。

また、ツアー参加予定者が既に査証発給を受けている場合には、受入責任者からツアー参加予定者へ在外公館に赴き査証の取消しをするよう速やかに要請すると共に、査証発給が行われた在外公館に対し、書面(ERFS 申請の取下げを行ったこと、査証取消しをする必要性及びツアー参加予定者の人定事項(アルファベット氏名、旅券番号、国籍・地域、生年月日、性別)を記載)にて査証の取消し連絡を行う必要があります。

## ○その他

問 1 9月7日からは入国者上限5万人の枠内での観光客の受入れとなりますが、その5万人の受入れの内訳(商用、留学、技能実習生、観光客など)の配分はどのように決めるのでしょうか。国籍別の割合もあれば教えてください。

(答)

入国者数の管理について、日本人の帰国者や外国人の再入国者及び新規ツアー参加者を含む入国者の総数の上限を9月7日から1日5万人目途としている措置であり、国籍や在留資格の種類ごとに入国者数を個別に定める措置とはなっていません。観光目的での入国も入国者総数の枠内となります。